

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置についての 申告書等の提出先、問合せ窓口は市町村です。

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置として、次の2つが講じられました。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対する 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋について、令和3年度課税の1年度分に限り、事業収入の減少割合に応じて固定資産税及び都市計画税の課税標準額がゼロ又は2分の1になります。

◆**特例対象者** 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。）

(注)中小事業者等とは

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合

ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

◆**特例対象資産** 償却資産及び事業用家屋

◆ 特例による軽減率	令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
	50%以上減少	ゼロ（全額）
	30%以上50%未満減少	2分の1

◆**特例適用期間** 令和3年度に限る。

◆**申告時の必要書類**

〈共通〉	
<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置に関する申告書 ※対象となる資産の所在する市町村が定める様式で、認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの ・収入減少を証明する書類（会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等） ※収入減少に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類も必要 	
〈償却資産について申告する場合〉	〈事業用家屋について申告する場合〉
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度償却資産申告書、種類別明細書等 ※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって、特例対象資産一覧を提出したことになります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類 ※特例対象資産一覧

◆**申告期間** 令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）まで
※申告期間を過ぎて申告された場合、原則、特例措置を受けることができなくなりますので御留意ください。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の課税標準の特例措置〈拡充・延長〉

生産性革命の実現に向けた設備投資を行われた償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象が拡充され、適用期限も延長されます。

	変更前	変更後
適用対象	機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備	従来の対象資産＋事業用家屋、構築物
適用期限	令和3年3月末	令和5年3月末（2年間延長見込み）

新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置の適用手続き等については、次のホームページ等を御確認ください。

中小企業庁	ホームページ	https://www.chusho.meti.go.jp/
経済産業省	中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 ホームページ	0570-077322（受付時間9:30～17:00 [平日のみ]） https://www.meti.go.jp/

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置の適用を
申請される方は、特例措置に関する申告書に必要な書類を添付し、
資産が所在する市町村へ提出してください。

裏面もご覧ください。 ▣

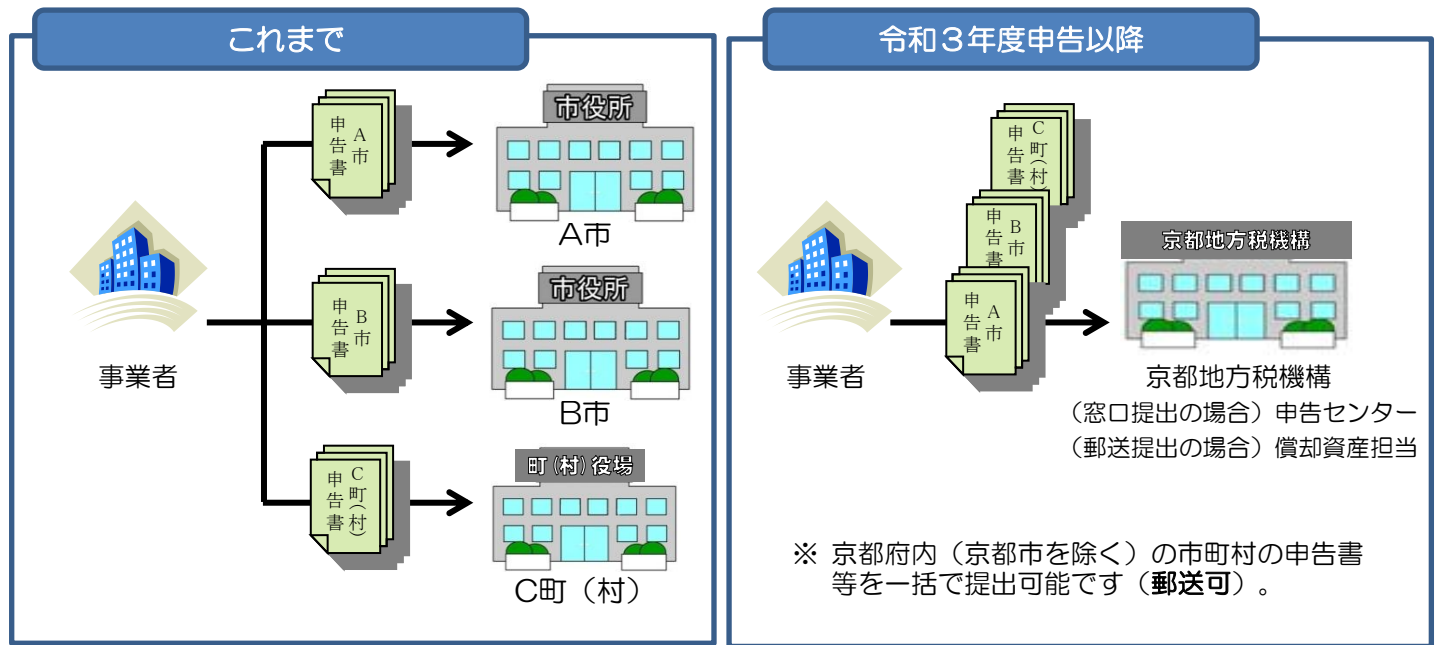
令和3年度償却資産（固定資産税）申告から、京都府内（京都市除く）の償却資産申告書等の提出先が京都地方税機構に統一されます。

※申告書等は、償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

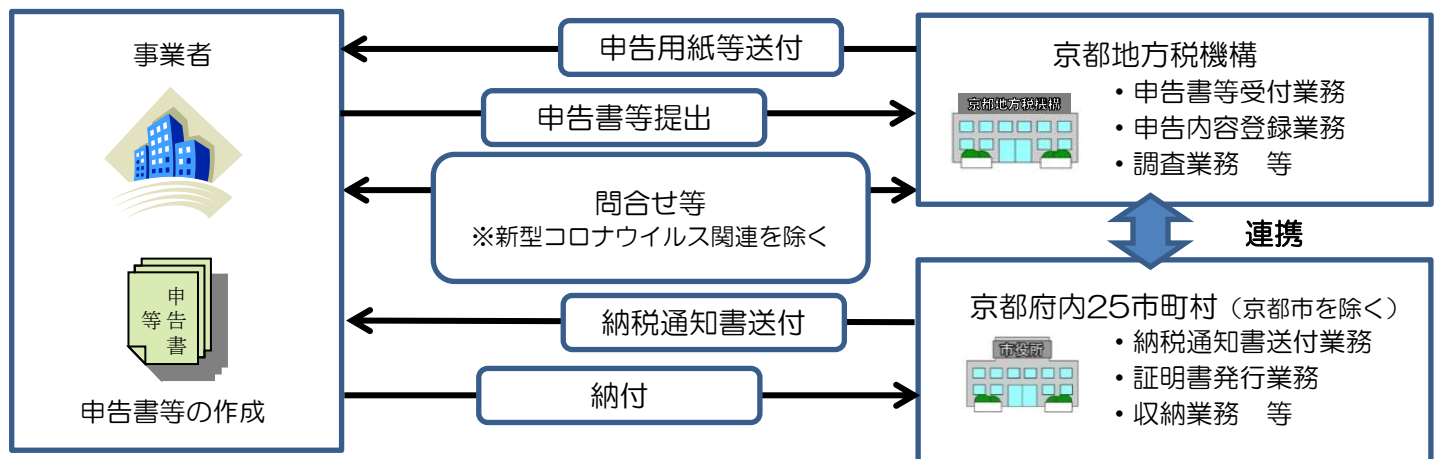
※新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置の適用を申請される方は、特例措置に関する申告書に必要な書類を添付し、**資産が所在する市町村へ提出してください。**

これまで償却資産申告書等は、償却資産が所在する市町村にそれぞれ提出していただいていたのですが、令和3年度償却資産（固定資産税）申告からは、京都府内25市町村（京都市を除く）分を京都地方税機構に一括して提出できるようになります。

これにより、事業者の皆様の利便性向上を図るとともに、より適正かつ公正な課税の実現を図ります。また、各市町村から事前に送付していた申告用紙等も、京都地方税機構から一括で送付しております。



※京都市に償却資産を所有されている方は、引き続き、京都市に申告書等を提出してください。



電子申告（eLTAX）について

償却資産の申告でも、電子申告（インターネット上からの申告）が御利用いただけます。ぜひ、電子申告を御利用ください。詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）を御覧ください。

申告書等の提出・お問合せ先

<申告書等の提出（郵送）・お問合せ先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階
 京都地方税機構事務局業務課 償却資産担当 TEL：075-414-4503
 FAX：075-411-1551

<申告書等の提出（窓口）>

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階
 京都地方税機構 申告センター **※令和3年1月以降受付開始**